

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 外国特定有価証券 第二号の三、第三号ハ及びニ、第三号の二ロ、第四号ロ、第四号の二ロ、第四号の三口、第四号の四、第五号ロ並びに第五号の二ロに掲げる有価証券並びに第六号及び第六号の二に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）をいう。</p> <p>九〜二十九 (略)</p> <p>(令第二条の十三第八号に掲げる特定有価証券)</p> <p>第八条 令第二条の十三第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券(資産流動化法第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。)の性質を有するもののうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの</p> <p>イ・ロ (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 外国特定有価証券 第二号の三、第三号ハ及びニ、第三号の二ロ、第四号ロ、第四号の二ロ、第四号の三口、第四号の四、第五号ロ並びに第五号の二ロに掲げる有価証券並びに第六号の二に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）をいう。</p> <p>九〜二十九 (略)</p> <p>(令第二条の十三第八号に掲げる特定有価証券)</p> <p>第八条 令第二条の十三第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券(資産流動化法第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。)の性質を有するもののうち、次に掲げるすべての要件を満たすもの</p> <p>イ・ロ (略)</p>

三 (略)

四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第五号、第六号、第九号若しくは第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもので第二号に掲げる全ての要件を満たすもの又は同項第四号若しくは第八号に掲げるものの性質を有するもの

五 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの
六・七 (略)

(外国会社届出書の提出等)

第十一条の五 法第五条第六項の規定により外国会社届出書を提出しようとする届出書提出外国会社は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成した同項第一号に掲げる書類、同項第二号に掲げる書類及びその補足書類(同条第七項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する補足書類をいう。第十三条の三第二項第一号、第十五条及び第十六条において同じ。)三通を関東財務局長に提出しなければならない。

一〇七 (略)

八 特定有価証券信託受益証券(第一号から第六号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。)

信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第六号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

九 特定預託証券(第一号から第六号までに掲げる有価証券に係る

三 (略)

四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第五号、第六号、第九号若しくは第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもので第二号に掲げるすべての要件を満たすもの又は同項第四号若しくは第八号に掲げるものの性質を有するもの

五 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十三号及び第十四号に掲げる有価証券の性質を有するもの
六・七 (略)

(外国会社届出書の提出等)

第十一条の五 法第五条第六項の規定により外国会社届出書を提出しようとする届出書提出外国会社は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成した同項第一号に掲げる書類、同項第二号に掲げる書類及びその補足書類(同条第七項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する補足書類をいう。第十三条の三第二項第一号、第十五条及び第十六条において同じ。)三通を関東財務局長に提出しなければならない。

一〇七 (略)

(新設)

(新設)

権利を表示するものに限る。) 当該特定預託証券に表示される
権利に係る特定有価証券につき、第一号から第六号までに掲げる
有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2
5
4 (略)

2
5
4 (略)